

小倉りえこの質問及び、区長・教育長からの答弁（全容）

質問項目：



【戦略的長期ビジョンの必要性】

長期戦略の制定について
港区基本計画期間の見直しについて

【行財政運営】

ふるさと納税制度について
都区財政調整制度について
財政運営について

【特区】

教育特区について
活用方針について
産業振興への適応について

【人口増に伴う対応】

施設整備について
施設用地の確保について

【総合支所制度】

体制整備について
教育委員会との連携について
支所長と支援部部長兼務のあり方について

【地域包括ケアシステム】

利用促進の取り組みについて
複数窓口での運用方向性について

【予防接種】

麻しん風しん混合ワクチン（MR ワクチン）について

【港区子ども家庭総合支援センター】	児童相談所機能について 移転後のフロア活用について
【商店街支援】	プレミアム付き区内共通商品券について
【住宅宿泊事業】	無届事業者について 連携協議会で解決すべき課題について
【清掃事業】	少量・多量排出事業者への指導改善について
【土砂災害対策】	急斜面地について

* 代表質問とは、区議会定例会の場において、会派の代表者が区政に関して広く説明や報告を求めたり、将来に対する考え方などを区長と教育長（教育関連の場合）に質問することです。

平成 30 年第 3 回定例会にあたり、自民党議員団を代表して武井区長及び青木教育長に質問をさせていただきます。

戦略的長期ビジョンの必要性について：

港区が取り組むべき目標や課題、施策の概要や筋道を明らかにするものが「港区基本計画・港区実施計画」です。この 6 ヶ年の計画を軸に区の全体的な政策が進められており、見直しは前期 後期 3 年です。この計画に載らなければ事業の着手はされにくく、現在制定されている基本計画は平成 32 年度までのものですが、それ以降に描かれるべき港区の姿が見えにくいものとなっています。例えば人口増による施設整備など、3 年ないし 6 年の港区基本計画だけでは長期の視点が不十分であり、3 年ごとの見直しで計画に載ればいいというものではありません。

- 港区がどうあって欲しいのか、どうあるべきか、この視点があって初めて港区基本計画が活かされるべきです。10 年後 20 年後を考える長期戦略の制定の必要性について区長の見解を伺います。

各部門の活動計画や推進計画、ビジョンやプランなど、名称は異なれど類似した期間で様々な改訂が行われ、港区基本計画の核となっています。見直しのための検証や調査も多く、着実に政策を執行していく前に職員が疲弊しているのが手に取るように見えます。

- 現在の港区基本計画における 3 年の前後期は短く、見直しを検討すべき時期にあると思われませんが、検討の必要性についてどのように考えているか伺います。

行財政運営について：

<ふるさと納税について：>

ふるさと納税制度が発足してから 10 年、昨年度も全国自治体におけるふるさと納税受け入れ額は過去最高となりました。前年度比 28%増の 3653 億円となり、市区町村別における昨年のふるさと納税控除額では、全国トップが横浜市の 103.7 億円と発表がありました。この横浜市を始め、地方交付税の交付を受ける多くの自治体においては流出した住民税の 3/4 は補填されますが、東京 23 区などは独自の税収で財政運営ができるとされているため、交付金がありません。ふるさと納税で多額の住民税が流出すると、そのままの額が減収となります。実質の住民税流出額の順番となると、川崎市 42.3 億円、世田谷区 40.8 億円、続いて港区 31.5 億円となり、交付税を受け取らない首都圏の市や区が上位に名を連ねています。

- 港区は返礼品競争からは一線を引き、今年度からしっかりと港区のために目的を持った特定事業への港区

版ふるさと納税制度が開始されました。ふるさと納税は継続的に寄付をしていただくことで初めて安定性が生まれます。ただ残念なことに、今のふるさと納税全般を見る限り、恒久性や安定性には程遠く、寄付文化を育てることによる自主性に期待をするにはまだ長い時間を必要とします。年間 1 億円の寄付を想定し特定 3 事業への港区版ふるさと納税制度が開始されましたが、現時点での反応と垣間見える今後の課題を伺います。

- ふるさと納税制度継続のためには安定した寄付による財源が前提とされます。来年は寄付者がゼロになるかもしれない中で、不安定な財源による寄付事業の選択肢をやみくもに増やしていくことは好ましいとは言えません。平成 30 年度は約 31 億円の減収、そして来年の平成 31 年度にはこれまでと同じ割合で増加すると約 40 億円を超えることとなり、その他の交付金を含め 50 億円を超える減収がすでに見込まれていると聞きます。区長には責任ある事業継続や見直しについてしっかりと考えていただきたく思いますが、港区版ふるさと納税制度の将来設計について伺います。

<都区財政調整制度について：>

平成 30 年度都区財政調整が決定しました。特別区長会での取りまとめを経て、都区協議会での検討を経て合意が図られたものです。都からの提案が 13 項目、区長会からの提案が 73 項目の合計 86 項目が協議されましたが、合意に至ったのは 47 項目で、整わなかった 39 項目は次年度以降に引き続き検討課題として残されています。協議が整わなかった一部として、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業経費、減収補填対策、特別交付金、そして児童相談所関連経費が含まれます。その中でも特に児童相談所関連経費については、「役割分担」について都と区での考え方の違いが大きく分かれしました。区は業務を都から引き継ぐという認識ですが、東京都は設置・運営業務が引き続き残っているとし、過去に乖離が認められた清掃事業とは異なると結論付けました。児童福祉法の改正により、特別区でも児童相談所を開設できるようになって、港区においても平成 33 年度に「(仮称) 港区子ども家庭総合支援センター」の始動に向けて準備を進めているところで

- 行政サービスの提供については、港区としても都区財政調整交付金に依存すべきというものではありませんが、23 区の中でも、港区をはじめとする都心区の行政需要は特別なものが多く、都心区が実施する事業の必要性を東京都にしっかりと理解していただき、十分な財源を確保していただきたいのですが、どのように東京都への働きかけを行っていくのか伺います。

<財政運営について：>

平成 31 年度の予算編成方針が発表となりました。今回から各部局の予算要求から予算案決定までの過程が公

開される方針が取られることとなり、我々区民から幅広く意見を聞き予算案に反映できる仕組みとされていくとのこと。透明性の高い区政運営を期待しています。

- 平成 31 年度予算編成の基本方針において、編成過程を公開することでどのような効果を狙っているのか、公開にどのような意味があるのかを改めて伺います。
- また、区立小中学校においても地域の特色や独自の教育を行うため、様々なことに尽力されています。区立学校からの予算要望をどのように来年度の予算編成に反映・実現させていくのかを教育長に伺います。

一定規模の財政調整基金を確保し、どのような状況でも安定した財政運営ができるよう、中・長期的な視点に立った磐石な財政基盤に向け尽力されています。当面、人口増による特別区民税収入は堅調に推移するものと見込まれており、平成 30 年度特別区民税の当初課税額も、およそ 707 億円となり初めて 700 億円台に到達し過去最高となったと聞いております。一方で、港区は都区財政調整交付金の普通交付金が交付されない状況や地方消費税の見直し、ふるさと納税による財源の流出など、単年度で区財政を左右する要因も多くなってきました。

- 健全な財政運営を維持していくための今後の取組について伺います。

特区について：

<教育特区について:>

現在港区においては国家戦略特区、アジアヘッドクォーター特区、そして構造改革特区が適応されています。この中で、まず最初に港区は平成 17 年に構造改革特区を活用した国際人育成を目指す教育特区の認定を受け、これによって小学校には国際科、中学校では英語科国際を設置して外国語科授業時数を増やすことができるようになりました。このことを契機とし、港区は国際色豊かな環境で国際人を育てる教育体制を充実することとなり、国際学級の開設や日本語学級の増設につながっています。

- 港区が国内でもトップランナーとして公立学校でも特色ある国際人育成教育が行えることを実践しています。教育特区化したことで様々な恩恵を受けることに繋がりましたが、教育環境の改善がどのように行われ、どのような効果もたらされたのかをまずは教育長に改めて伺います。

<活用方針について:>

国家戦略特区とアジアヘッドクォーター特区は、国や東京都から指定された範囲の中に港区も含まれているた

め、構造改革特区のように港区が自ら特区申請したものではありません。その中で、港区が活用した国家戦略特区制度は主に都市再生特別措置法や都市計画法に関する事業が中心であって、再開発事業以外では、港南緑水公園内に規制緩和を活用した保育所が 1 園開設することになりました。都心部で特区認定を受けた大規模再開発が続いており、外資企業の誘致を拡大したり、国際都市を目指す港区としても強みを十分に生かした事業を実施するために積極的に特区活用をしていただきたいと思います。

- 港区が抱える課題を国家戦略特区活用で解決できるものであれば、もっと活用を視野に入れた行政運営をお願いしたいと思いますが、今後の活用についてどのような方針があるのかを伺います。

<産業振興への適応について:>

国際都市を目指す港区として、様々な角度からの検討を持って港区の強みを十分生かすべき施策の方向性をとっていただきたいと思います。産業振興に関しても、全国では、産業振興の国家戦略特区との連携事例として商店街が主体となったエリアマネジメント事業の中で道路占有事業の規制緩和がされ商店街の振興につながっている事例もあることから、商店街と観光を結びつけた港区の商店街らしさを将来へ残せる新たな制度ができるかもしれません。特区制度を活用した産業振興にはまだまだ可能性があるのではないかと思います。ぜひ積極的に検討していただきたいと思います。強く要望しておきます。

- さて、本年 3 月に発表された第 3 次港区産業振興プランでは、第四章で「国家戦略特区による新たなビジネス機会づくり」として新たなビジネス機会の創出や企業等との連携の強化を掲げています。国家戦略特区を活用した産業振興施策として、現在の取組状況や今後の展開について区長はどのように考えているか伺います。

人口増に伴う対応について：

<施設整備について:>

港区に住み続けたい、住みたいと感じていただくことは、港区が暮らしやすい場所であることを意味します。人口 15 万人を切った時には定住人口を増やす取り組みが第一とされ、定住促進指導要綱による住宅建設の際の容積緩和が人口流入にとっても大きな役割を果たしました。その結果人口は増加に転じ、特別区民税収入も回復し、今の港区に繋がっています。しかし、今の港区は人口増に伴う様々な課題に直面しており、短期間では解決の目処が立っておりません。今年、中央区は居住用物件の容積緩和制度の廃止を打ち出しました。江東区でも 10 月以降に開発する大規模ファミリー世帯向けの住居の 2 割に 40 平米以下の住戸の附置義務を付けることとしています。人口流入・人口増による教育・福祉施設の整備が追いつかないとして決断された判断です。

- 港区の人口は増え続けていますが、将来的な人口減少はいつの日か必ずやってきます。現時点での推計は 10 年後に人口 30 万人を超え、その先 10 年前後で人口は増加から減少に転じます。それでも 20 年後の港区は今の時点より人口は 5 万人ほどは多く、幼年人口、生産年齢人口、老年人口は当然多くなります。今と同じ人口まで減少するとしても、その先数十年は要するでしょうから、港区は少なくとも 30 年 40 年の間、今より多い人口と限りある施設で区民の暮らしの向上に努めていかなければなりません。人口増加に伴う施設の整備を計画性を持って検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

<施設用地の確保について:>

すべての世代の人口が増加している港区においては、多様な行政の需要が求められます。保育需要だけでなく、高齢者施設や区立小・中学校の規模拡大、建て替えに伴う仮校舎の確保等さまざまな需要があり、まとまった土地が無いことから、本当に必要なエリアでの用地取得は緊急の課題となっています。人口増加を見据えた施設整備を前もって進めていただきたく思いますが、何十年という長期視点で考えると、ある時点から人口減少に転化する前提で、用地の積極的取得は避けたいという考えのもと、既存施設の活用や複合施設の建設へシフトすることは理解ができます。公共用地買収基金を活用し用地を先行取得していくとしていますが、民間地も必要な場所は積極的に取得するための計画を各部署に持っていただきたいと思います。

- しかし、人口増加による多様な行政需要があるにも関わらず、検討や計画が順調に進んでいない事業があります。そのほとんどが用地という問題を抱えており、用地取得のある程度の算段と見通しをつけるのも部署ごとと聞くこともあります。用地確保・取得のためのプロセスをよりスムーズに、より効果的に、より良いものにしていただきたいのですがいかがでしょうか。

また、教育委員会は学校用地取得に関してもっと危機感を持っていただきたいと思います。学校隣地などの本当に必要な用地を取得することは難しく、条件面での折り合いがつかないケースも少なくありません。用地の確保や交渉の均衡を担うべき所管がありますので、教育委員会にはしっかりと用地に関する要望を切実に訴えていただきたく思います。そのためには既存・新設問わず、人口増に対応可能な学校施設に関して現実的な計画の立案をしていただかなければなりません。(仮称)芝浦第二小学校新設に関しては区有地の活用ができたのは大きかったものの、基本構想作成から開校まで 6 年を要しており、新設までの決断を含めると 10 年近く時間を費やすこととなります。人口増に伴う施設拡充には時間を要するものが多々ありますが、検討している間にも人口は確実に増えています。

- 15 才未満の年少人口に至っては、今より 20 年 30 年の間、1 万人近く増加する見込みです。学級数の推移や校舎建て替えと仮校舎の確保など、教育委員会にはもっと積極的に学校における施設需要への対応をお願いしたいと思いますが、教育長の見解を伺います。

総合支所制度について：

<体制整備について：>

総合支所があることで行政と区民の距離が身近となりました。地域のことは地域で解決するという目標を持ち、大きなことから小さなことまで我々区民の困りごとや相談に丁寧に対応していただき、身近な行政を確実に実施していただいています。この 10 数年の間に本庁支援部と支所の連携に関して更なる改善を求め、その結果、今年度から総合支所にまちづくり課の新設に伴うことで多数の業務が移管され、公園の管理や道路工事など、地域インフラに関することも住民の声に耳を傾けながら対応されることとなりました。

- これまで以上の地域裁量を十分に考慮した予算編成や人員確保を含む体制整備を強くお願いしたいと思いますが、今後の総合支所に求められる業務を遂行する上で、どのような課題を認識されているか、区長に伺います。

<教育委員会との連携について：>

総合支所改革は区長を中心にこれまで様々な不断の改革に取り組み、各地区総合支所中心の区政運営を協力に推進されてきました。ただ、この総合支所改革から取り残されている部門がひとつだけあります。教育委員会です。地区に特色があるように、学校にも様々な特色を出すことが推奨され、町会や自治会と深く関わる学校も多くなりました。図書館や学童クラブ、生涯学習や学校支援本部事業など、地域との連携が欠かせない事業も多々あり、地域の課題は地域で解決をする目的の中で、教育という観点でももっと支所と教育委員会の関係性が不足していると思われます。各総合支所の協働推進課と学校施設の関わりは多く見受けられますが、そこを通じた教育委員会との関係性はそこまで築かれていません。教育委員会と区長部局の連携に取り組まれていると聞いていますが、これまで総合支所改革に教育委員会との関係性を改善するような取り組みはそれほど行われていないことが残念です。

- 教育委員会との連携が進んでいなかった理由及び現在の連携状況はどのようなものか、区長と教育長にそれぞれ見解を伺います。
- 本庁の中だけで完結するより、教育委員会は支所にも窓口があっても良いと思います。学校転入等、手続きの点でも区民が助かる点は多く、教育委員会との連携のためにもデメリットはないように見えます。地域の課題を地域で解決するという港区の姿勢を形にするためにも、また区民にとってもより良い行政サービスの向上のため、教育委員会の機能を支所に設置すべきですが、区長と教育長にそれぞれ見解を伺います。

<支所長の支援部部長兼務のあり方について：>

平成 18 年に総合支所が設置され、平成 21 年に副支所長ポジションが設置されました。人口は増え、需要が増え、地域や区民との新たな関わり方が増え、まちづくり課にたくさんの業務が移管され、総合支所の役割はとて大きなものとなっています。現在、総合支所長は本庁の支援部部長と兼務されています。総合支所長には専任でしっかりと地域と支所を支える柱として業務にあたっただきたいですし、地域のことをよく知るからこそ本庁支援部との連携や均衡を保つだけでなく、本庁に対して地域の声を伝える重要な役割でもあると期待をしています。支援部部長兼務の理由は、「地域で起きていることを区全体の各分野の施策に反映させるため」とされていますが、順調な支所制度の成長とそれによる地域の特直が鮮明になってきた中で、地区特有の課題を全体の課題解決策として取り組まれているようには見えませんし、兼務させることで特定地区特有の課題解決に結びついているようにも見えません。

- 先ほど教育委員会機能を支所に持たせるべきと述べました。支所長にはしっかりと地域に目を向け、より良い港区を足元から専任で支えていただきたく思います。支援部部長兼務のあり方について今一度検討が必要かと思いますが、区長の見解を伺います。

地域包括ケアシステムについて：

<利用促進の取り組みについて：>

港区内で先行実施している地域包括ケアシステムは、平成 29 年 9 月に赤坂コミュニティプラザ内に開設した在宅医療療養介護相談連携窓口を置くことで、これまで不十分だった専門機関間の連携を強化した体制が整えられることになりました。区内外から、区民以外にも医療機関から、一般的な相談から専門的な相談まで幅広く利用され、当初想定していた高齢者以外に関する相談も多いと聞いています。

- 地域包括ケアシステムを将来にわたり持続可能な仕組みとして機能させていくには、状況を見ながら必要に応じて適宜修正していくことが求められます。そのためには必要な方にまずご利用いただくことが何よりも重要です。区民向け、専門機関向けと周知の方法は異なりますが、相談窓口の利用を促進していくための今後の取り組みを伺います。

<複数窓口での運用の方向性について：>

この 9 月から港区では 2 つめとなる西部在宅療養相談窓口がみなとパーク芝浦内に開設されました。2 つの窓口の名称を東部・西部と分け、一体的に全地区からの相談対応を行うと聞いています。

- 複数の窓口で相談内容や地域で差が出ないようにしていただきたいのですが、運用の方向性について伺います。

予防接種について：

<麻疹風疹混合ワクチンについて：>

海外では学校入学時に麻疹、おたふく風邪、風疹の 3 種混合 MMR ワクチン接種を義務付けている国もあります。本来、学校入学時に接種率が 100%となるような制度が一番望ましいわけですが、現在の日本では様々な事情があり義務付けとまではなっておりません。

港区では麻疹と風疹の MR ワクチンに関しては対象者への接種費用や抗体検査の助成など、接種率の向上を目指す取り組みが実施されていますが、転入や転出が多い中で MR ワクチン接種率を正確に把握するのは難しく、また区内すべての医療機関が MR 任意接種や麻疹対策事業を実施していないことも接種機会を逃すことに繋がる可能性もあります。費用の助成制度というものは摂取率を上げるために非常に魅力的で、接種について考えたり接種を促すことに繋がり、行政ができる最大級の取り組みです。ただ、助成制度があるから接種を受ける、制度がなければ接種をしない、このような 2 極化が進まなければいいと切に願っています。

接種率を上げるために助成制度以外にもできることは多々あると思います。感染症は「誰かから感染するもの」ということその他、「自分から誰かに感染させてしまうかもしれないもの」という視点の情報提供も重要ですし、かかりつけ医を持ってもらうことで、成長に併せた保健予防の正しい知識を家族単位でつけていくことも大切です。

港区は定期接種に関する調査を行い、接種率が低いという結果が出たと聞いています。3 歳児検診や保育園入園時に未接種者への個別勧奨が行われておりますが、個々の接種時期、接種場所、転入・転出の状況、調査を行うタイミングなど、全体像を掴むには困難な理由がいくつかあると思われます。

- 小学校や中学校の入学前後や転入の際にも調査や啓発をしていただくことで、より正確な調査による対策が考えられたりするのではないかと思います。教育委員会と協働で接種率向上に努めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

港区子ども家庭総合支援センターについて：

<児童相談所機能について：>

虐待により幼い命が奪われる痛ましい事件が後を絶ちません。平成 29 年度中に全国 210 ヶ所の児童相談所が虐待相談として対応した件数は速報値で 13 万 3,778 件あり、東京都内においても約 1 万 3,700 件ありまし

た。寄せられる虐待相談の経路は警察からの通告が増加し、心理的虐待が全体の半数を超えたとのこと。港区でも昨年度は 388 の相談対応があり、増えることがないよう願っておりますが、平成 33 年度の児童相談所開設に向けご尽力いただいている中で、十分に対応可能な人員の確保や育成、早期発見に努められる体制の強化も改めてお願いいたします。

- 児童虐待の通報先の多くは警察です。そして警察から児童相談所に通告があり、非常に残念なことながら通告児童数は年々増加しています。検挙数に至っては過去最高となりました。児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策が本年 7 月に打ち出され、子どもの安全確認ができない場合の対応徹底や関係機関の連携強化の取り組みが推進されます。東京都はそれに先立ち 6 月に児童相談所と警察と情報共有の拡大をする方針を出しましたが、全件共有をるところまで至っていません。各区で児童相談所が開設できるようになったことから、区内における警察との情報共有の他、他区ともどのように虐待情報の共有を行うのか、港区の方向性を伺います。
- 警察との連携を図るため、平時より情報交換や人事交流などの連携を進めるために、どのような計画を立てているか伺います。

＜子ども家庭支援センター移転後のフロア活用について＞

(仮称) 港区子ども家庭総合支援センターは平成 33 年度開設予定でありまして、新設される児童相談所のほか、一時保育所や母子生活支援施設も併設され、まさに総合的に支援が必要な方へ助けの届くような特徴的な施設になる予定です。現在の子ども家庭支援センター/みなとキッズサポートセンターも移転するわけですから、みなと保健所 2 階が空くことになります。

- 今まで子育て施設としてご利用いただいていた方々に対する利便性や、また保健所という場所による母子保健の向上も考慮していただきたいのですが、空いたフロアをどのように活用する計画なのか伺います。

商店街支援について：

＜プレミアム付き区内共通商品券発行支援事業について＞

商品券事業の支援を継続して行っていただくことに感謝の言葉以外ありません。7 月の商品券販売の際、港区では初めてプレミアム率が 20% の商品券が発行されました。10% プレミアム分を含め、商品券発行総数も通常の 1.5 倍とあり、販売所にて即日完売がほとんどでしたが、インターネット事前申し込みによる抽選システムもあり、区民・在勤者のみなさんに広く行き渡ることとなりました。港区のご協力もあり、大きな混乱はなかったように思われます。

商品券が使用できる店舗は、港区商店街連合会に加盟する商店街及びその加盟店舗が前提となっています。20%プレミアムの商品券は売り場面積 500 平米以下の店舗に特化し、今後も未長く地域に根ざした活発な商業活動を展開できるよう重点的に港区が支援するための新たな取り組みです。このような新規事業が開始されるにあたり、商品券の使用先が大型スーパーマーケットや大型家電量販店である割合が年々増えていったことが背景として挙げられます。小規模店舗での使用が減少し、大型店舗の使用が増加するという流れの中での商店街支援にこの 20%商品券は非常にありがたいものです。

- 20%プレミアム商品券ができたことで、小規模店舗により特化した港区の支援が可能となりました。この商店街支援の新しい取り組みで、商店街にどのような効果をもたらされるか、また今後もこうした支援を継続していただきたいと考えますが区長の考えを伺います。

住宅宿泊事業について：

今年 6/15 日から正式に住宅宿泊事業が開始されました。港区は届出制をとっており、9/1 現在、個人 53 件、法人 104 件が登録され、区のウェブサイトでも公開されています。事業者には正式に登録をしてもらいたいという区の考え方は、共存共栄できる民泊制度を目指すためとされています。条例が制定される前から民泊に関する様々なご意見があり、関係各所で丁寧に対応されていることに感謝いたしますが、騒音やごみに関する苦情は条例制定前から少なくありません。また、事業者を公開することで、届出をしていないいわゆる違法民泊物件が浮き彫りとなってきました。

- 開始後の適正な運用のためにも無届営業やルールに従わない事業者に対しては、指導・監督権限を厳正に行使する体制を整備していただきたいと思いますが、無届け事業者等に対してどのように取り組まれていくのか今後の計画を伺います。
- 港区のほか、警察署、消防署、税務署で連絡協議会を組織していると聞いていますが、これから連携して解決すべき課題はどのようなものがあるのか伺います。

清掃事業について：

循環型社会を目指す港区において、ごみを出さない努力を呼びかけたり資源リサイクルの取り組みが積極的に進められています。区民ひとりあたりのごみ排出量は少なくなったと報告はありますが、人口が増えている港区では全体のごみ総量は比例して増えており、マンション等が新規建築されるごとに集積所は増え、今では区

内全域で 1 万 2000 カ所を超える数になっています。清掃車も区の直営が減り、委託が増え、限られたリソースでしっかりと清掃事業を担っていただく必要がある中で、家庭ごみと事業者によるごみ収集の管轄をもっと分けるべきではないかと感じています。区のごみ収集車が回収する可燃ごみのうち、小規模区内事業者による一般廃棄物が全体の 1/3 を超えています。1 万 2000 強のごみ集積所の 7 割 8 割に有料シールを貼られたごみが出されているようですが、どのくらいの数の事業者がこの制度を利用しているか港区では正確には把握できておりません。

- ごみの減量は、家庭への対策、少量排出事業者への対策、多量排出事業者への対策と、異なるアプローチを取らなければ全体の効果は期待できません。少量排出事業者は港区が把握しきれていないため指導がしにくく、多量排出事業者はそれぞれ業者と契約しているため直接の指導にも限界があります。事業系のごみに関しては資源化・リサイクル推進の対策が中心に取られていますが、それだけでは不十分かもしれません。少量排出事業者及び多量排出事業者に対し、ごみの排出方法や回収方法など適正な廃棄物処理に関する指導方法を改善し、ごみの減量につなげていく取り組みも今後必要になるかと思いますが、区長の見解を伺います。

土砂災害対策について：

<急傾斜地について:>

今年も日本各地で想定を超える自然災害が発生し、西日本を中心とした豪雨災害では、要請を受けた岡山県及び広島県へ罹災証明発行支援や、避難所 衛生対策のため港区から 6 名の職員が派遣されました。また、先週 9 月 6 日に発生した北海道いぶりとうぶ地震では、土砂災害によって甚大な被害が出ました。土砂災害やハザードマップということに関心を持つことも多くなっています。

自然災害対策に関して港区は様々なハザードマップを作成し、情報提供をしています。その中でも土砂災害ハザードマップは、警戒区域などが示されていますが、区全体の崖地はその他にも多くあり、どの場所から優先的に安全にすべきなのかは示されていません。例えば、災害時に重要になる消防や病院などは建物は壊れなかったとしても、土砂災害にあって機能しなかったら災害復旧の妨げになることもあります。

また、土砂災害に関しては、港区でも過去に土砂災害警戒情報が発表され、避難勧告を発令したことがありました。平成 29 年 3 月には東京都による土砂災害防止法に基づく調査の結果、レッドゾーンと呼ばれる「土砂災害特別警戒区域」と、イエローゾーンと呼ばれる主にレッドゾーン周辺の「土砂災害警戒区域」が新たに指定されました。

その後、平成 29 年 11 月に改訂された港区土砂災害ハザードマップは、東京都が指定したレッドゾーン及び

イエローゾーンのほか、港区が平成 23 年度に実施した「工作物等基礎調査」において目視調査を行った結果、安定度が高くないとされた「安定度の低い急傾斜地」の位置が示されています。

- 坂が多い港区において、地震や大雨による急傾斜地の崩壊は既に想定されており、開発が進み、住宅地の景観も大きく変わりつつある中、急傾斜地周辺における土砂災害対策の考え方を伺います。

以上で質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

答弁（武井雅昭 区長）：

ただいまの自民党議員団の小倉りえこ議員のご質問に順次お答えいたします。

最初に、戦略的長期ビジョンの必要性についてのお尋ねです。

まず、**長期戦略の策定**についてです。区は、これまでも、区民生活の隅々まで目の行き届いた行政サービスを提供するために、常に行政需要を先取りし、長期的な視点に立った区政運営に取り組んでまいりました。ご質問にあるような、長期戦略は制定しておりませんが、平成 27 年に策定をいたしました港区版のまち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、2060年の人口ビジョンをおよそ29万人と定め、そして生涯を通して港区で暮らし続けることができるような、地域社会の構築を目指しております。今後もこのような人口増加、また社会経済情勢の変化に適切に対応し、区民生活の向上に寄与する政策展開が図れるように、引き続き長期的な視点に立ち戦略的かつ効果的な区政運営を行ってまいります。

次に、**港区基本計画の計画期間を長くすること**についてのお尋ねです。

港区基本計画は、税収、人口、国の動向などの短期的かつ大幅な変化に対し、迅速かつ的確に対応する観点から、平成15年度からそれまでの計画期間の八年を六年に短縮するとともに、実施計画と統合いたしました。計画の中間年である三年目に見直しを行うことで、社会経済情勢の変化を的確に捉え、多様化・複雑化する区民ニーズに対応した行政サービスの提供につながっております。港区基本計画の計画期間のあり方につきましては、社会経済情勢の変化に適切に対応した期間となるよう、今後も研究してまいります。

次に、行財政運営についてのお尋ねです。

まず、**港区版ふるさと納税制度に対する現時点での反応と今後の課題**についてです。ふるさと納税制度は、自ら選択した自治体に寄付をすることで、寄付金額とほぼ同額が住民税及び所得税から控除される仕組みです。区は、本制度や寄付本来の趣旨に則り、返礼品によらない港区版ふるさと納税制度を今年度から開始いたしました。昨日までに22人の方から145万2千円の寄付と応援メッセージをいただいております。今後は、本日付9月11日号の広報みなどでもお知らせいたしましたが、港区版ふるさと納税制度への理解を更に促進するために、周知徹底を図るとともに、より多くの人々から区政に関心を持ち、応援いただけるよう寄付充当事業の充実に取り組む必要があると考えております。

次に、**港区版ふるさと納税制度の将来設計**についてのお尋ねです。

区民生活の向上のために区が実施する事業は、区の責任において必要な財源を確保し、確実に実施すべきであると考えております。港区版ふるさと納税制度は、そうした事業の中でも、区の持つ貴重な資源を活用し、寄付による成果が実感できる事業や、寄付により事業を推進することで区を誇りに思える事業について、寄付を募ることにより、区民の区政への参画を促し、より効果的に事業の目的達成を図るものです。今

後も、更に多くの人々から共感されるとともに、寄付による地域への貢献を実感していただけるように、引き続き寄付充当事業の充実など運用改善を図ってまいります。

次に、**都区財政調整制度**についてのお尋ねです。

都区財政調整制度の協議については、各区それぞれの要望を特別区全体の提案としてとりまとめた後、東京都と協議を重ね、合意に至ったものが翌年度の算定に反映される仕組みとなっております。区は、都区財政調整制度における基準財政需要額の算定に当たり、高額な用地取得費をはじめ、路上喫煙対策、公園や運動施設の施設管理など、昼間人口が多い都心区特有の需要が適切に算定されるように、協議の過程で近隣区と連携し働きかけております。引き続き、都心区特有の需要が適切に算定されるよう、粘り強く主張してまいります。

次に、**予算編成過程を公開することの効果と意味**についてのお尋ねです。

予算編成過程の公開は、より透明性の高い区政運営を実現するとともに、区政運営の基本姿勢である「参画と協働」の一層の推進をめざすものです。予算編成過程を広く情報提供していくことは、区民への説明責任を果たすとともに、区民の区の事業に対する理解を深め、区政への関心の高まりにつながるものと考えております。

次に、**健全な財政運営に向けた取り組み**についてのお尋ねです。

歳入の根幹を成す特別区民税収入は、平成 29 年度決算で過去最高の 708 億円と堅調に推移しているものの、変動が大きい株式等の分離譲渡所得の割合が高く不安定な状況であるとともに、景気や税制改正などの影響を受けやすく、ふるさと納税などによる減収で大きな影響を受けている状況です。今後も、港区ならではの質の高い行政サービスを将来にわたり安定的に提供するために、国・東京都の動向や影響、社会経済情勢を見極め、積極的な歳入確保を図るとともに、経常的経費の縮減など不断の内部努力を徹底し、健全な財政運営を行ってまいります。

次に、**特区制度**についてのお尋ねです。

まず、**活用方針**についてです。首都東京の中心部にある港区は、政治、経済の中核機能が集まっていることから、経済活動拠点の形成など、区特有の様々な行政需要が発生しております。そのため、区は、これまでも、都市再生や教育などの分野において、特区を活用した事業を実施してまいりました。今後も、港区を安全・安心で魅力ある国際都市として、さらに発展、成熟させていくため、引き続き区が抱える課題解決のために、特区の仕組みを活用してまいります。

次に、**国家戦略特区等**を活用した**産業振興施策の取り組み**についてのお尋ねです。

これまで東京都は、特区制度を活用して、海外企業を誘致してまいりました。また、国及び東京都は、法人設立の手続を一元化するための「東京開業ワンストップセンター」を赤坂に設立するとともに、区内複数か所にビジネス交流のための MICE 機能強化拠点」の整備を予定しております。これまで区は、特区制度により整備誘致された環境を生かして、区内中小企業の開業支援や海外企業とのマッチングなどを行ってまいりました。今後は、国家戦略特区の指定という優位性を活用しながら、区内中小企業の国際的ビジネス展開の支援を着実に進めてまいります。

次に、人口増に伴う対応についてのお尋ねです。

まず、**施設整備**についてです。区は、これまでも人口増に伴う施設需要の増大に的確に対応してきましたが、平成 28 年度に、将来の人口動向や社会情勢の変化を見据えて、港区公共施設マネジメント計画を策定いたしました。これは、将来的にも区が保有し適切に維持管理できる施設総量の目安を 80 万㎡と見込み、この計画で、引き続き、安全・安心で適切な区民サービスを提供し続けるために、施設の長寿命化等による現有施設の徹底的な有効活用や、建物の賃貸借等による多様な整備手法を掲げました。区は、これらの手法を活用し、将来を見据えた施設整備を計画的に推進してまいります。

次に、**施設用地の確保**についてのお尋ねです。

区は、人口増などに伴う需要予測を踏まえながら、公有地・民有地を問わず土地の動向を常に把握するために、全庁を挙げて情報収集に取り組んでおります。こうした活動を基に、公共施設用地として利用できる土地は、先行的な確保も含め、機会を逃さず取得してきました。また、取得後の区有地は、合理的な施設計画により、複合的な利用を図るなど、区民サービスの拡充のために有効に活用しております。今後も、より一層の需要予測と情報収集に努め、より効果的な用地取得及び活用を進めてまいります。

次に、総合支所制度についてのお尋ねです。

まず、**総合支所制度の課題**についてです。私は、地域の課題を地域で迅速かつ的確に解決できるように、さまざまな分野の業務を総合支所で実施する総合支所中心の区政運営を行ってまいりました。今後は、総合支所と教育委員会や支援部との連携の強化、総合支所の政策形成機能の向上が重要であることから、地域の学校、図書館との連携を深めるとともに、総合支所と支援部の役割分担の明確化と情報の共有化、政策形成機能の強化に向けた研修体制や執行体制の充実を図ってまいります。

次に、**教育委員会との連携状況**についてのお尋ねです。

総合支所と教育委員会は、教育委員や学校長が保護者や地域の声を直接聞く機会を設け、地域の特性や環境を生かした教育活動の推進と一層の充実を図るため、各地区において地区教育会議を共催で開催しています。また、総合支所や各地区防災協議会が実施する防災訓練などに、学校の協力のもと、小・中学校の生徒

が参加し、地域の一員として、地域の人々とともにまちの安全・安心を守る活動を実践しています。今後も総合支所と教育委員会が連携し、地域で子どもを守り、育む環境づくりに取り組んでまいります。

次に、**総合支所における教育委員会の機能**についてのお尋ねです。

現在、総合支所では学区域の就学に関する手続を行っております。一方、教育に関する相談等は、学校との調整や就学相談員による専門的な対応が必要なため、教育委員会においてワンストップで、対応しております。総合支所における教育委員会の機能につきましては、引き続き検討させていただきます。

次に、**総合支所長の支援部長兼務のあり方**についてのお尋ねです。

総合支所長による支援部長の兼務は、地域の意見や地域の現場で起きている出来事を、総合支所長である支援部長が、自ら責任を持って政策立案につなげる重要な役割を担っております。区民の声や地域の課題を直接、政策として区政全体へ反映することで、総合支所中心の区政運営が有効に機能しています。今後も、兼務に伴う課題を整理し、総合支所から施策を発信するとともに、地域の課題を地域で解決する総合支所中心の区政運営を推進してまいります。

次に、**地域包括ケアシステム**についてのお尋ねです。

まず、**利用促進のための取り組み**についてです。区では、区民及び医療機関、介護事業者等に、在宅療養相談窓口の役割や利用方法について、広報みなどや区内デジタルサイネージ等で周知してまいりました。また、本年12月には、区民に向け、相談窓口の利用案内や相談できる内容、在宅療養生活を支える様々な情報を掲載する「港区在宅療養ガイドブック」を発行し、更なる周知を図ります。港区医師会や介護事業者、関係機関等に対し、港区地域包括ケアシステム推進会議等を通じ、在宅療養相談窓口の相談対応事例を共有し、利用促進を図ってまいります。

次に、**複数窓口での運用の方向性**についてのお尋ねです。

先行実施いたしました赤坂コミュニティーぷらざ内の窓口の利用実績を踏まえまして、利便性を考慮し、本年9月3日にみなとパーク芝浦内に、窓口を設置いたしました。東部及び西部の在宅療養相談窓口は、各窓口が担当する相談区域だけでなく、区域外の区民等からの相談も柔軟に対応することとしております。今後は、港区医師会等と、また病院、介護事業者、関係機関と連携した相談対応事例について、東部及び西部の窓口間で毎月合同連絡会を開催し、情報共有を行い、一体的な運用に取り組んでまいります。

次に、**麻しん風しん混合（MR）ワクチン接種率向上の取り組み**についてのお尋ねです。

区は、乳幼児健診で予防接種の啓発を行うほか、未接種者へは個別勧奨を実施しております。また、小学校入学前の就学時健康診断の際に、ちらしによる接種勧奨も行っています。今後は、教育委員会と連携し、小学校入学説明会の場を活用した勧奨を行うことも検討してまいります。なお、小・中学校入学後に把握され

た接種もれ者に対しては、費用負担なく接種できるMRワクチン任意接種助成事業を案内し、全体の接種率が向上するよう努めてまいります。

次に、(仮称)港区子ども家庭総合支援センターについてのお尋ねです。

まず、**児童相談所と警察や他区との児童虐待の情報共有**についてです。新たに設置する児童相談所では、虐待通告受理後の子どもの安全確認や調査、一時保護、家庭復帰などの際に、これまで以上に警察と緊密に連携していくことが必要です。今後、港区における警察と児童相談所の情報共有のルールを定めるために国が緊急対策で示した取組や東京都の連携実績を踏まえ、区内警察と共に詳細を検討してまいります。また、自治体間においては、速やかで丁寧な情報提供を行うため、対面での引継ぎや同行しての訪問などを実施するなど、途切れることのない援助を実施してまいります。

次に、**警察との連携強化の方向性**についてのお尋ねです。

区は、児童相談所設置後の警察の知見の活用のために、子ども家庭支援センターに平成29年度から警視庁OBを虐待対応専門相談員として配置しております。また、区内警察署からは、港区要保護児童対策地域協議会の一員として、実務者会議や個別ケース検討会議に、少年係の警察官に出席をいただいております。児童相談所設置後は、虐待対応専門相談員の継続配置のほか、安全確認や立入調査、臨検・搜索などの合同研修を実施するなど、より強固な連携ができるよう、準備を進めてまいります。

次に、**子ども家庭支援センター移転後のフロア活用**についてのお尋ねです。

(仮称)港区子ども家庭総合支援センターへの移転後のフロア活用につきましては、子育て支援事業や母子保健事業の充実を含めた総合的な観点から検討してまいります。

次に、**プレミアム付き区内共通商品券発行支援事業**についてのお尋ねです。

新たな商品券発行支援の取組は、消費者の購買意欲を高め、小規模店舗での新たな需要を掘り起こし、商店街全体の活性化につながるものと考えております。加えて、商品券の利用を契機に、消費者に各店舗の魅力を知っていただき、継続的な利用につなげていく効果も期待できます。こうした商品券発行に伴う効果が見込まれることから、本定例会におきまして、商品券発行支援に関する補正予算案を提出いたしました。商品券発行支援の継続につきましては、商品券の販売実績や利用実績、景気動向、財政的な判断などを踏まえまして、港区商店街連合会と協議しながら検討してまいります。

次に、**住宅宿泊事業**についてのお尋ねです。

まず、**無届事業者等に対する今後の取り組み**についてです。区は、事業の適正な運営を確保するために、届出事業者を対象に講習会を開催し、宿泊者の衛生の確保やごみ処理、騒音防止等について注意喚起を行っております。また、ルールを守らない事業者や無届事業者に対しては、現地確認や関係者への聞き取り調査に

より必要な指導を行っております。引き続き、事業の適正な運営の確保のために、個々の状況に応じ、立入調査や改善、停止命令などの必要な監督指導を行うとともに、無届事業者等に関する情報収集体制についても検討してまいります。

次に、**警察署、消防署等との関係機関連絡会の課題**についてのお尋ねです。

区は、警察署、消防署、税務署と区による関係機関連絡会をこれまでに2回開催し、区の住宅宿泊事業に関する基本的考え方や条例による規制内容、届出状況等について情報提供を行ってまいりました。今後は、ルールを守らない事業者や無届事業者に対する迅速かつ適切な指導を行うために、それぞれの機関が有する情報の共有が課題です。課題解決に向けて、関係機関連絡会を活用して、さらに連携を強化し、住宅宿泊事業の適正な運営の確保に取り組んでまいります。

次に、**事業系ごみの削減**についてのお尋ねです。

区は、事業系ごみを削減するために、事業用の大規模建築物への立入指導に加え、ごみ減量セミナーを実施するなど、多量排出事業者への指導・啓発を行っております。また、区が収集している少量排出事業者については、その数が多く、常に変動するために、正確な数の把握は困難ですが、巡回指導等を通じて、ごみの適正排出や分別を指導しております。今後はさらに、事業活動に伴って生じる古紙を分別し、売却すること等によって企業の経費の削減をすることができることなど丁寧に説明し、実践を促すなど、事業者への指導・啓発方法を工夫し、ごみの削減を推進してまいります。

最後に、**土砂災害対策**についてのお尋ねです。

土砂災害対策においては、急傾斜地の安全性を高め、災害を未然に防止することが最も重要です。区では、高さ2メートルを超えるがけや擁壁の改修工事の費用の一部を助成し、がけ・擁壁改修を支援しております。また、急傾斜地の周辺において、大雨により土砂災害の危険性が迫った場合には、直ちに避難し、安全を確保する必要があります。区は、平時から、土砂災害に備えるために、ハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域等の場所を示すとともに、避難勧告等の発令基準や避難方法など各地域でお知らせしておるところです。今後も土砂災害警戒区域等の皆さんの安全を確保するために、土砂災害対策の充実に努めてまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。教育に係わる問題については、教育長から答弁いたします。

答弁（青木公平 教育長）：

ただいまの自民党議員団の小倉りえこ議員のご質問に順次お答えいたします。

最初に、**学校からの予算要望**についてのお尋ねです。

教育委員会では、これまで各幼稚園・学校の修繕や備品購入等の個別要望や、園長会・校長会からの、全園・全校に共通する事項の要望を受け、ヒアリングなどにより内容を精査した上で、予算に反映しております。平成 31 年度予算編成に向けては、新たな取組として、園長・校長の豊富な経験や知見に基づく、魅力あふれる幼稚園・学校づくりのための事業提案を予算に反映させる仕組みを試行的に実施いたします。私が直接、園長・校長からプレゼンテーションを受け、園長・校長自身の幼稚園・学校運営の考え方やそのための取組を、十分に理解し、予算に反映させたいと考えております。実現性や効果性が高いと判断した事業については、積極的に採用することで、新たな発想による教育環境を創出し、港区における学校教育の質のさらなる向上につなげてまいります。

次に、**教育特区**についてのお尋ねです。

区が、平成 17 年度に「国際人育成を目指す教育特区」の認定を受け、平成 19 年 4 月に、区立小学校で国際科、区立中学校で英語科国際の授業を始めて、今年度で 12 年目になります。国際科・英語科国際の授業では、英語でのコミュニケーション力にとどまらず、すべての学年で日本や他国の伝統や文化等について学習することで、幅広い国際感覚が身につくなどの成果が上がっております。また、平成 29 年度実施された全国学力・学習状況調査の結果では、将来、外国へ留学したり、国際的な仕事に就きたいと思う児童・生徒が 5 割を超えるなど、子ども自身の意欲や意識も高まっております。こうした、港区をはじめとした教育特区を活用した先進的な英語教育が、平成 32 年度から全面実施となる新学習指導要領における、小学校での英語教科化にも影響を与えたものと考えております。

次に、**学校における施設需要への対応**についてのお尋ねです。

教育委員会では、これまで区の人口推計に基づき、各小学校・中学校の児童・生徒数に関する独自の将来予測により、計画的に施設整備を実施してまいりました。今後は、各小学校・中学校の周辺開発の中期的な動向や就学状況等を勘案した、これまで以上に精度の高い分析と予測を行った上で、必要な教室数を確保してまいります。あわせて、児童・生徒数が大幅に増加すると見込まれる学校の増改築や仮設校舎設置の可能性等について、早期に調査するとともに、区長部局と連携し、民有地も含め学校の隣接地の活用状況について情報収集するなど、学校における施設需要への対応を迅速かつ柔軟に進めてまいります。

次に、**総合支所制度**についてのお尋ねです。まず、現在の各地区総合支所との連携状況についてです。

現在、教育委員会の事務については、外国人の就学や教育に関する相談など児童・生徒の個別事情に関わる内容において、学校との調整や就学相談員による専門的な対応を要するため、教育委員会が横断的に行っておりますが、基本的な就学に関する手続きは各地区総合支所で行っております。この他、教育委員が、学校をはじめ教育に係る課題について保護者や地域の意見を直接お聴きし、その解決につなげる「地区教育会議」や、通学路における危険箇所の把握と防犯対策を目的に、毎年、春と秋に実施している通学路点検などを各地区総合支所と連携して実施することで、教育委員会と各地域がともに子どもの育ちを支え、安全を確保する環境づくりに取り組んでおります。

次に、**総合支所に教育委員会の機能を持たせること**についてのお尋ねです。

教育委員会では、学校教育において、地域と連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支えていく学校づくりを進めております。現在、学校と地域が連携し、多くの人々が学校教育に関わることで、教育力の向上や教員の負担軽減を図ることを目的に、「学校支援地域本部」を小学校6校、中学校3校に設置しております。各地区総合支所の意見も反映しながら、子ども向けサマースクールにおける企業からの外部講師の派遣など学校と地域をつなぐ様々な支援を行っております。今後は、こうした取組みや、現在導入を検討している地域住民が学校運営に参画し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく「学校運営協議会制度」に、地域の課題や特性を熟知している各地区総合支所が参画することなどを検討しております。総合支所における教育委員会の機能については、地域の課題を地域で解決し、区民が身近なところで様々なサービスを受けられる区役所・支所改革の趣旨も踏まえ、区長部局とともに検討してまいります。